





各 位

2024年5月28日

会 社 名 ITbook ホールディングス株式会社 代表者 代表 取 締 役 社 長 前 俊守 (コード: 1447、東証グロース)

問合せ先 上席執行役員管理本部長兼CFO 野間 崇 (電話番号:03-6770-9970)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主である恩田饒氏(以下「恩田氏」といいます。)から、2024年6月25日 (火)開催予定の第6回定時株主総会における議案について株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行う旨の書面(以下「本株主提案書面」といいます。)を2024年4月24日付で受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主提案の内容

(1) 議案

取締役7名選任の件

(2) 議案の要領および提案の理由

別紙に記載のとおりです。なお、恩田氏から提出された本株主提案書面の該当記載を会社注を除き原文のまま掲載したものであります。また、恩田氏は当社の総株主の議決権の 100 分の 1以上の議決権を 6 か月前から引き続き保有している旨記載されておりますが、当社が保有状況の確認を行った結果、事実ではありませんでした。もっとも、300 個以上の議決権を 6 か月前から引き続き保有していることから(会社法第 303 条第 2 項)、本株主総会における株主提案権の行使を認めております。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に「反対」いたします。

- 3. 本株主提案の議案に対する反対理由
- (1) 会社提案による経営体制が、当社の企業価値向上に最適であること

2022 年 5 月 16 日付「中期経営計画の変更のお知らせ」で公表しましたとおり、当社は新たな経営方針として「社会問題解決型企業」と「選択と集中」を掲げております。

過去、本株主提案の取締役候補者である恩田氏を中心とし、当社グループの財務状況を顧みない経営は、アパレル事業・EC モール事業等の不採算事業を生み出し、多額の損失を計上しました。

この状況を改善するため、2021年6月の株主総会で新経営陣をご承認いただいた後、現在に

至るまで、代表取締役社長 前 俊守を始めとする業務執行取締役は、コーポレートガバナンスの強化として選任した社外取締役の豊富な経験と知見に基づく意見・助言の下、上記の経営方針に基づき事業運営を進めてまいりました。

その結果、2023 年 3 月期の経営成績(2023 年 8 月 31 日付「(訂正・数値データ訂正)「2023 年 3 月期 決算短信 [日本基準](連結)」の一部訂正について」公表数値)は、売上高 30,528 百万円、営業利益 739 百万円、経常利益 708 百万円、親会社株主に帰属する当期純利益 162 百万円となりました。また、2024年 3 月期については、2023年 8 月にて過去の当社の経理上の誤謬および子会社の不正会計の発覚、また様々な事業環境の変化により、当初の計画は達成できなかったものの、利益重視の経営に転換した結果、利益率の向上を達成しております。2025年 3 月期についても、更なる立て直しが必要であると考えております。そのため、2025年 3 月期に「グループガバナンスの定着と資本市場からの信用回復」をグループ方針として掲げ、現中期計画最終年度ではあるものの「2024年度見直し事業計画」を策定しました(詳細は 2024年 5 月 15 日付公表の「中期経営計画修正に関するお知らせ」をご参照ください。)。予算策定方法はボトムアップ方式に変更し、市場環境、各社業績に基づき、当社の経営企画室が各グループ会社代表と協議の上、達成可能な予算を策定しました。また、予実管理を行う場であるグループ経営会議においても対応策を協議し、実行する体制としています。グループガバナンスの向上とともにグループの予実管理を徹底してまいります。

現在、当社グループは、更なる成長と企業価値向上のため、グループ管理体制の強化・当社管理部門の強化・決算早期化等の様々な改革を推し進めております。ITbook ホールディングスグループとして、一つ上のステージに上がるためにはこれらの改革は必要不可欠であります。当社グループをよく理解している取締役の先導の下、引き続き的確な経営判断を行っていく必要があると考えております。

(ご参考)

(単位:百万円)

| | 2023年3月期 | 2024年3月期 | 2025年3月期 | 2025年3月期 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|
| | 2023年3月朔 | 2024年3月朔 | 計画値修正前 | 計画値修正後 |
| 売上高 | 30, 528 | 29, 270 | 42,000 | 31, 300 |
| 営業利益 | 739 | 713 | 1,750 | 1, 090 |
| 経常利益 | 708 | 767 | 1,600 | 970 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 162 | 183 | 1,000 | 280 |

(2) 本株主提案の「提案の理由」に記載の不祥事に関して

本株主提案の「提案の理由」に記載されている不祥事の一部につきましては、当社として誠に遺憾であり、2023年10月26日付「東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ」で公表しました改善策(以下「改善策」といいます。)を確実に実行し、グループガバナンスの向上、当社グループの株主、投資家およびステークホルダーからの信頼回復に全力で取り組んでまいる所存です。

また、本件に関しては社外取締役と協議の上、2023 年7月 25 日付「再発防止策および関係者の処分に関するお知らせ」および 2023 年9月 26 日付「再発防止策および関係者の処分等に関するお知らせ」で公表しましたとおり対象者への処分を行っております。引き続き、経営責任を認識するとともに当社グループの企業価値向上に努めてまいります。

なお、恩田氏についても、2023 年8月 31 日付「特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」で公表しましたとおり、特別調査委員会が認定した不適切な会計処理には、当社の元代表取締役会長兼 CEO であった在任期間中(2018年 10 月~2021年6月。なお、2022年3月に当社名誉会長退任)のものが含まれており、当社グループの内部統制の問題等が発生原因として指摘されています。また、恩田氏が代表取締役会長を務めていた当時の ITbook株

式会社および ITbook テクノロジー株式会社においても不適切な会計処理が認定されております。そのため、2024 年 1 月 30 日付「当社元代表取締役に対する報酬返還要請について」で公表しましたとおり、当社の取締役等同様に経営責任を明確にするため、恩田氏に対して当時の役員報酬の一部返還を要請しておりました。しかし、2024 年 3 月 7 日付「(開示事項の経過)当社元代表取締役に対する報酬返還要請について」で公表しましたとおり、恩田氏から自主返納に応じる旨の返答はなく、現時点においてもそのような返答はございません。当社は、恩田氏にも経営責任があるにもかかわらず、自身は無関係であるかのように振舞われていることに違和感を覚えています。

また、特別調査委員会の調査報告書では、不適切な会計処理の発生原因の一因として、当社グループの子会社の社長らに対する恩田氏の発言や姿勢が、当社グループの予算達成に対して一定のプレッシャーを醸成させた可能性があること、および当社内部監査室の体制が不十分であったことは恩田氏の意向が影響したものと思われるといった指摘がなされています。他方で、「提案の理由」には「企業価値(株価)も3年間で10倍を目標にします」と記載されており、当該目標のために、恩田氏は、在任時と同じようにグループ各社に対して高い目標を設定しプレッシャーをかけること、および管理部門のコストカットを行う可能性があります。このような恩田氏の経営方針は、当社の改善策の内容に反するもので、再びグループ各社の不正会計等の不祥事が発生する恐れがあります。当社としては、内部管理体制やグループガバナンスの強化を第一に、より強固な組織の構築が必要であると考えております。さらに、恩田氏は株価を3年間で10倍の目標を掲げているものの、具体的な施策は本株主提案の中で読み取れません。具体策も記載せずに過去の実績のみで目標を掲げるのは安易であると考えております。

また、「提案の理由」には、当社の不祥事として「監査法人の自主的退任」と記載されていますが、前任の監査法人ナカチ(以下「ナカチ」といいます。)の退任については、この度の不正会計等の不祥事とは関係ありません。当社の事業拡大により、監査時間が増加傾向であること、およびそれに伴う監査費用の増額について、2022 年 3 月期第 4 四半期頃からナカチより相談を受けておりました。当社はナカチの監査費用、およびサムシングホールディングス株式会社(現株式会社サムシング)の時からの監査期間を考慮し、現在のゼロス有限責任監査法人を選任しております。

(3) 株主提案の議案内容について

恩田氏が提案した取締役7名選任議案につきましては、候補者のうち当社の取締役就任歴のある方に対して、当社は2024年5月20日に直接面談を行い事実関係を確認した結果、恩田氏より名前を貸して欲しい旨の連絡があったものの当該候補者は承諾しておらず、また、株主総会で取締役に選任された場合も就任しない旨の確認が取れております。取締役選任の決議が可決されたにもかかわらず取締役就任の承諾を得られない場合は勿論のことですが、結果的に承諾を得られた場合であっても恩田氏に権力が集中することが想定され、本株主提案に記載されている「的確な経営判断を行い、不適切な経営を改善することでコーポレートガバナンスを回復」するという目標の達成は実現困難と考えられます。

(4) 結論

これらの理由に基づき、当社の内部管理体制やグループガバナンスの強化、そして企業価値の向上の観点から慎重かつ十分な審議を行った結果、当社取締役会としては、本日付「取締役および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ」で公表しました取締役候補者7名が選任されることこそが、当社の持続的な企業価値ならびに全てのステークホルダーの共同利益の向上の観点から最善であり、本株主提案にある候補者の選任は不要と判断いたしました。

したがいまして、当社取締役会は本株主提案に「反対」いたします。

以上

株主提案書

令和6年4月24日

〒135-0061 東京都江東区豊洲三丁目2番24号 豊洲フォレシア9階 ITbook ホールディングス株式会社 代表取締役社長 前 俊守 殿

> 東京都港区虎ノ門4-1 -34-2306 恩田 饒

株主提案書

恩田饒(以下、「私」といいます。)は、ITbook ホールディングス株式会社(以下「ITbook」といいます。)の総株主の議決権の100分の1以上の議決権を6か月前から引き続き保有する株主です。

私は、会社法第303条第2項及び第305条第1項に基づき、令和6年6月開催 予定の株主総会において、下記1に記載する議題を株主総会の目的とし、かつ、下 記2に記載の議案の要領及び提案の理由を同株主総会の株主総会招集通知及び株 主参考書類に記載することを請求致します。

- 1 提案する議題 取締役7名選任の件
- 2 議案の要領及び提案の理由
- (1) 議案の要領 以下に記載する取締役候補者7名を取締役として選任する。

(2) 提案の理由

ITbook は、2009 年 11 月から 2021 年 6 月まで私が経営に携わり、その間目覚ましい成長を遂げました。私が去った後、ITbook の株価は半分に低下し、社員も幸せになっていません。

ITbook は、最近、数多くの不祥事を発生させ、子会社社長6名を含め20名ほどの幹部社員が会社を去っていきました。さらに監査法人も自主的に退任していきました。

2023年度中に発生した不祥事は次の通りです。

- 1 子会社従業員による横領事件(67百万円)
- 2 2023年3月期有価証券報告書を期日通りに提出できなかった
- 3 監査法人の自主的退任
- 4 不適正会計処理の調査のために特別調査委員会を設置し、不適正会計 処理の事実を公表
- 5 東京証券取引所による「改善報告書」の提出請求及び「公表措置」の 実施
- 6 有価証券報告書等に関して、証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告が行われた結果、金融庁による課徴金納付命令決定 (1億929万円)

私は、この状況を放置できないと考え、経営陣を刷新せざるを得ないと考えているところとであります。なお、私は、役員に復帰した場合でも、役員報酬は受け取りません。

2009 年から(統合前の I T b o o k 株式会社も含め)ITbook の企業価値を劇的に向上させた私に再度経営を委ね、他の取締役も一新することにより、的確な経営判断を行い、不適切な経営を改善することでコーポレートガバナンスを回復し、ITbook の株主に対して適正な配当を実現し、企業価値(株価)も3年間で10倍を目標にします。

記

取締役候補者は、以下のとおりです。

- 1 恩田 饒(おんだ ゆたか)
- (1) 生年月日 1934年9月17日(89歳)
- (2) 所有する株式数 305,900 株
- (3) 経歴

1962年4月大和証券入社1989年6月同社取締役1991年5月同社常務取締役

1991年6月 証券団体協議会常任委員長

1996年1月KOBE 証券取締役社長2006年4月株式会社シーマ代表取締役社長2009年11月I T b o o k 株式会社代表取締役社長2018年10月ITbook ホールディングス株式会社代表取締役会長兼 CEO 退任

(会社注) 恩田氏は、2021 年 6 月に当社 CEO を退任しており、また、2021 年 6 月 から 2022 年 3 月まで当社名誉会長として在籍しておりました。

(4) 取締役候補者とした理由

恩田は、2009年11月にITbook株式会社の社長に就任して以来、約12年8か月間、同社及びその持株会社であるITbookホールディングスの経営に邁進いたしました。その結果、2009年には3億円程度であった時価総額を5年間で100倍の318億円にしました。これは、東京証券取引所における歴代1位の記録となっています。これらの経験を生かし、恩田が取締役として経営を担い、現在のITbookを立て直し、ITbookの企業価値(株価)を向上させていくことに邁進したいと考えております。

2 佐伯 達之(さえき たつゆき)

- (1) 生年月日 1940年8月14日(83歳)
- (2) 所有する株式数

なし

(3) 経歴

1964年4月日本アイ・ビー・エム株式会社入社1995年4月同社代表取締役副社長2000年6月ナスダック・ジャパン・プランニング株式会社
代表取締役会長兼 CEO2002年7月EDS ジャパン代表取締役社長2003年4月アイ・エム・エス・ジャパン株式会社代表取締役社長2008年4月同社代表取締役会長2011年4月日本 CA 株式会社代表取締役社長

2015年1月 株式会社 TAM 代表取締役会長(現任)

2022 年 6 月 ITbook ホールディングス株式会社社外取締役

2023年6月 同社社外取締役退任

(4) 取締役候補者とした理由

佐伯達之氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社入社以来、IT 業界における長い経験を有しており、IT 事業を中核としてきた ITbook の経営に貢献できる専門的知識及び知見を豊富に有しています。また、長年の企業経営によって培われた経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような観点から、佐伯氏が取締役に就任に就任することで、その経験・知識に基づき、ITbook の企業価値を向上させるための有益な提言が期待できるものと考えております。

- 3 立山 純子(たてやま じゅんこ)
- (1) 生年月日 1980年10月29日(43歳)
- (2) 所有する株式数 なし
- (3) 経歴

2006年10月 弁護士登録

2006 年 10 月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 入所

2009年4月~

2011 年 4 月 外務省国際協力局気候変動課 勤務 2012 年 10 月~ 第一中央法律事務所 入所(現職)

(4) 取締役候補者とした理由

立山純子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する高度な専門知識を有しています。また、同氏は、外国法共同事業法律事務所および外務省国際協力局気候変動課に勤務しており、国際的な知見や経験を有しているため、今後の事業展開において当該知見や経験が生かされ、ITbook の企業価値を向上させるための有益な提言が期待できるものと考えております。さらに、多様性確保の観点からも、女性であり法律家である立山氏が取締役会の構成員になることで、取締役会の活性化が図られ、ITbook の持続的な成長を確保するための強みとなるものと考えております。

- 4 中嶋 英吉(なかじま ひでよし)
- (1) 生年月日 1958年1月21日(66歳)
- (2) 所有する株式数 なし

(3) 経歴

1981 年 4 月 日本ユニバック株式会社 (現 BIPROGY 株式会社) 入社

1984 年 5 月 株式会社アルゴ 21 (現キャノン IT ソリューションズ株式

会社)入社

1987年10月 株式会社早稲田システム研究所(現早稲田システム開発株

式会社)入社 (北海道情報センター所長、東京本社営業企

画部長、専務取締役を歴任)

2009年4月 株式会社昭和システムエンジニアリング入社

2018 年 2 月 NCD テクノロジーズ株式会社入社

2023 年 1 月 NCD テクノロジーズ株式会社退職

(4) 取締役候補とした理由

中嶋英吉氏は、IT業界における長い経験を有しており、IT事業を中核としてきた ITbook の経営に貢献できる専門的知識及び知見を豊富に有しています。また、複数の会社の取締役に就任しており、企業の経営についても広範な経験と知識を備えています。このような観点から、中嶋氏が取締役に就任することで、その専門的な知見・経験を活かし、ITbook の企業価値を向上させるための有益な提言が期待できるものと考えております。

5 中川 隆進(なかがわ たかのぶ)

(1) 生年月日 1944年8月2日 (79歳)

(2) 所有する株式数

なし

(3) 経歴

1968年4月 大蔵省(現財務省)入省

1993年6月 神戸税関長

1995年5月 大蔵官房金融検査部長

1997年7月 日銀政策委員会大蔵省代表委員

2001年9月 第二地方銀行協会専務理事

2002年5月 第二地方銀行協会副会長・専務理事

2006年6月 株式会社トマト銀行取締役社長

2014年6月 株式会社トマト銀行取締役会長

(4) 取締役候補者とした理由

中川隆進氏は、大蔵省(現財務省)入省後、日銀政策委員会大蔵省代表委員、第二地方銀行協会副会長・専務理事などの要職を歴任し、財務、金融、その他経済全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、同氏は、2006年からは、株式会社トマト銀行の社長、会長として、長年にわたり経営に関与してきた経験もあり、これまで培ってきた専門的な経験・知識に基づき、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができるものと考えております。

6 佐藤 純夫 (さとう すみお)

(1) 生年月日 1958年3月19日(66歳)

(2) 所有する株式数

なし

(3) 経歴

| 1976年4月 | 東京国税局総務部 | |
|---------|-----------|----------------|
| 1987年7月 | 東京国税局査察部 | 查察官 |
| 1990年4月 | 東京地方検察庁特別 | 川捜査部 主任捜査官 |
| 1992年4月 | 東京国税局査察部 | 査察官・主査・補佐等を歴任 |
| 2006年7月 | 西川口税務署 副署 | 是長 |
| 2008年7月 | 東京国税局査察部 | 特別国税査察官・統括官を歴任 |
| 2011年7月 | 永井税務署 署長 | |
| 2013年7月 | 東京国税局査察部 | 查察審理課長 |
| 2014年7月 | 東京国税局査察部 | 查察統括2課長 |
| 2015年7月 | 東京国税局査察部 | 查察管理課長 |
| 2016年7月 | 東京国税局査察部 | 次長 |
| 2017年7月 | 芝税務署長 | |
| 2018年8月 | 佐藤純夫税理士事務 | 务所 |

(4) 取締役候補者とした理由

佐藤純夫氏は、東京地方検察庁特別捜査部の主任捜査官や東京国税局査察部の 次長などの要職を歴任し、現在は税理士として活動しており、税務及び企業会計に 関する高度な知見と経験を有していることから、同氏が経営に参画することによって、税務上のメリットやリスク等を踏まえた的確な意思決定を行うことができ るものと考えております。

- 7 吉森 章 (よしもり あきら)
- (1) 生年月日 1949年1月29日(75歳)
- (2) 所有する株式数

なし

(3) 経歴

1972年4月 住友化学工業株式会社 入社

1996年4月 日本アーンストアンドヤングコンサルティング株式会社

入社

2003年3月 Lush Inc. 副社長兼株式会社ラッシュジャパン社

長

2006年11月 株式会社コトブキ 取締役

2015年4月 コトブキホールディングス株式会社代表取締役社長

2018年6月 株式会社NEW ART HOLDINGS 取締役社長

2020年6月 株式会社NEW ART HOLDINGS 専務取締役

(現任)

(4) 取締役候補者とした理由

吉森章氏は、長年にわたり、国内外の複数の企業において経営に関与しており、 国内外の経済事情について精通しているとともに、長年の企業経営によって培われた経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、同氏は、グループ経営についても深い知見と豊富な経験を有しており、グローバルな視点を踏まえ、ITbook グループ全体の企業価値の向上に貢献することを期待しております。

(注)

- 1 各取締役候補者と ITbook との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 佐伯氏、立山氏、中嶋氏、中川氏、及び佐藤氏は、会社法施行規則第2条第3 項第7号に定める社外取締役候補であります。
- 3 立山氏及び中川氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定です。
- 4 ITbook は、定款において取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、本議案が承認された場合には、佐伯氏、立山氏、中嶋氏、中川氏及び佐藤氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令の規定する額とする契約を締結する予定です。

以上